

議案第 6 1 号

公の施設の区域外利用に係る協議について

公の施設の区域外利用について、次のとおり宇治田原町と協議をした
いので、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

(2021年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

1 公の施設の名称

宇治田原町上水道施設

2 施設の利用者

城陽東部開発有限責任事業組合

伊藤忠商事株式会社

3 給水場所

(1) (仮称) 宇治田原 I C 北地区の一部

(城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1 4 他)

(2) (仮称) 宇治田原 I C 南地区

(城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1 他)

4 利用条件

利用者への給水については、次に掲げる条例等に定めるところによる。

(1) 宇治田原町水道事業給水条例

(2) 宇治田原町水道事業給水条例施行規程

(3) 宇治田原町上水道設置事業分担金徴収条例

提案理由

(仮称)宇治田原 I C 物流拠点整備計画による、新名神高速道路(仮称)宇治田原 I C の北地区の一部及び南地区において物流倉庫が整備されるにあたり、宇治田原町の上水道事業から当該地区への給水に関し協議をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法(抜粋)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

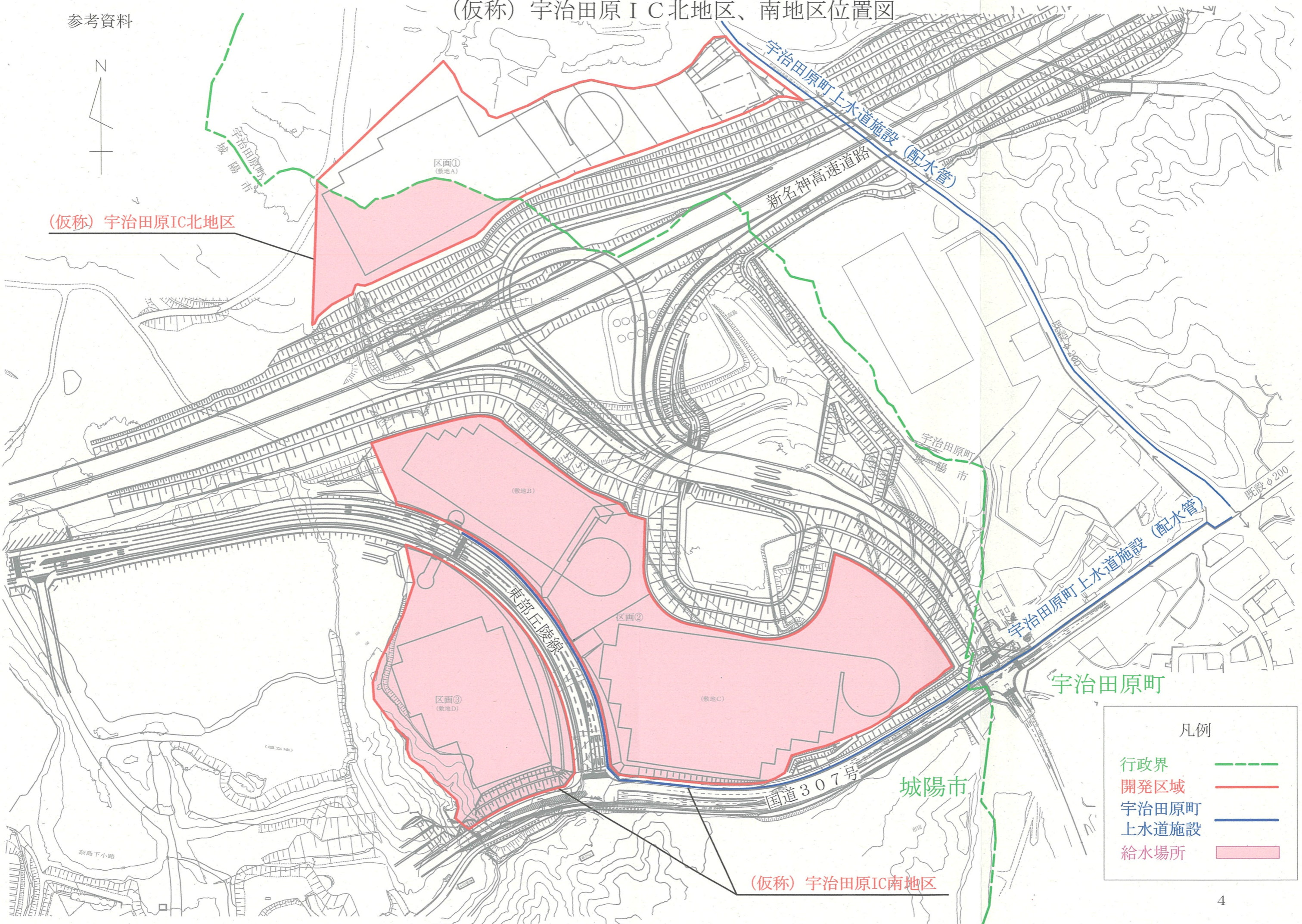
- 第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
 - 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(仮称) 宇治田原 I C 北地区、南地区位置図

参考資料



(仮称) 宇治田原IC北地区



(仮称) 宇治田原IC南地区

凡例	
行政界	-----
開発区域	—————
宇治田原町 上水道施設	—————
給水場所	■